

COTOHA Meeting Assist 利用規約の廃止

(令和6年8月27日 C A S 3 サ 000400001539-01 号)

実施 令和6年10月1日

COTOHA Meeting Assist 利用規約は廃止します。

附 則

(実施期日)

1. この利用規約は令和6年10月1日から実施します。

(経過措置)

2. この利用規約実施前に COTOHA Meeting Assist 規約（以下、「旧利用規約」といいます。）により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
3. この利用規約実施前に、旧利用規約によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。